



佐賀県公報

平成17年
10月28日
(金曜日)
第 12674号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 公有水面埋立ての免許
- 道路の供用開始

公 告

- 平成十七年度佐賀県准看護師試験の実施
- 落札者等の公示
- 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証
- 県営浜崎南部地区土地改良事業計画変更決定
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

○ 告 示

(医務課) 三	(工業技術センター) 四	(土地対策課) 五	(農地整備課) 五	(建築住宅課) 五	(税務課) 五
---------	--------------	-----------	-----------	-----------	---------

○佐賀県告示第五百三十四号

公有水面埋立て法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成十七年十月二十八日

佐賀県知事 古川康

- 一 免許年月日 平成十七年十月十九日
- 二 免許を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦三百四十八番地

(二) 名称 玄海町

(三) 代表者の氏名 玄海町長 寺田司

- 三 埋立区域及び面積

- (一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字野崎五一八二番八、五一八二番線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ春分の満潮位(DL十二・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- ①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串地内に設置された四等三角点(北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒)から二一六度三五分四六秒八七五・六四メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から三五三度〇一分一五秒二六・四六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三五一一度〇〇分四四秒一二・六八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三四九度五六分五六秒一〇・一五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三四九度二五分二七秒二・八一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三四九度二五分一四秒七・八九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三五〇度五三分三八秒八・八七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から八二度〇八分三九秒〇・七九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三五二度二八分五三秒一・八九メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二六二度二六分三五秒一・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三五三度〇〇分五一秒一・五〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から八三度二四分二六秒八・二一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三五五度一一分二〇秒一一・九三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三五七度二三分三七秒三・三八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から〇度四四分〇九秒一九・五四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三度五四分四七秒二・二七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から四度二四分一五秒八・二一メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から四度一六分四九秒九・五四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一度一二分一六秒二・九五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一度一二分一三秒一三・一八メートルの地点
- ㉑の地点 ⑲の地点から一度一二分一三秒一三・一八メートルの地点

(21)の地点
(20)の地点から三五三度三九分四四秒一五・〇三メートルの地点
(22)の地点
(21)の地点から三四四度五八分〇〇秒一一・〇九メートルの地点
(23)の地点
(22)の地点から三四〇度一八分一四秒一〇・六〇メートルの地点
(24)の地点
(23)の地点から六六度一五分一五秒〇・五六メートルの地点
(25)の地点
(24)の地点から三三七度〇七分三五秒二・五〇メートルの地点
(26)の地点
(25)の地点から二四六度一二分一九秒〇・九七メートルの地点
(27)の地点
(26)の地点から三三六度四八分一六秒四・九九メートルの地点
(28)の地点
(27)の地点から六六度一〇分二五秒〇・九八メートルの地点
(29)の地点
(28)の地点から三三六度三〇分〇二秒二・五〇メートルの地点
(30)の地点
(29)の地点から二四六度一二分二一秒〇・六五メートルの地点
(31)の地点
(30)の地点から三三五度五七分一五秒四・九八メートルの地点
(32)の地点
(31)の地点から三三五度三九分五一秒一〇・六九メートルの地点
(33)の地点
(32)の地点から三三五度三九分一〇秒三・七二メートルの地点
(34)の地点
(33)の地点から三四度五二分三六秒一九・一七メートルの地点
(35)の地点
(34)の地点から六三度〇五分四八秒〇・八三メートルの地点
(36)の地点
(35)の地点から三三三度三五分五九秒二・八〇メートルの地点
(37)の地点
(36)の地点から二四三度〇三分〇二秒一・〇〇メートルの地点
(38)の地点
(37)の地点から三三二度五三分四九秒五・〇〇メートルの地点
(39)の地点
(38)の地点から六三度〇三分〇二秒一・〇〇メートルの地点
(40)の地点
(39)の地点から三三二度一一分四〇秒二・五〇メートルの地点
(41)の地点
(40)の地点から二四三度〇七分一三秒〇・八一メートルの地点
(42)の地点
(41)の地点から三三〇度三六分五一秒三・五六メートルの地点
(43)の地点
(42)の地点から三三〇度三九分一九・八〇メートルの地点
(44)の地点
(43)の地点から三三八度四二分三九秒二〇・二九メートルの地点
(45)の地点
(44)の地点から三三八度四二分三五秒八・一二メートルの地点
(46)の地点
(45)の地点から三三八度四二分二九秒一〇・七七メートルの地点
(47)の地点
(46)の地点から三三八度四二分二二秒一〇・七七メートルの地点

(48)の地点
(47)の地点から二三八度四二分三六秒四・一八メートルの地点
(49)の地点
(48)の地点から三三八度四二分三五秒三・一〇メートルの地点
(50)の地点
(49)の地点から二三八度四一分二六秒一・九九メートルの地点

(三) 面積 一、八五六・四一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域及び面積

(一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字野崎五一八二番八、五一八二番

一二及び町道外津二号線の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ

線及び①の地点と⑧の地点とを結ぶ春分の満潮位（DL十二・六八

メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串地内に設置された四等三角点（北緯三三

度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒）から二一六度〇八

分四二秒八八二・二一メートルの地点

②の地点 ①の地点から八四度二八分一七秒五〇・〇三メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五四度〇九分三四秒一三四・六七メートルの地

点

④の地点 ③の地点から三五四度〇九分三五秒六〇・七八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三三九度三四分三七秒四九・四六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三三八度四二分二六秒八四・七八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三八度四二分三一秒二四・三三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二三八度四二分三九秒五八・六七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三三八度四二分三九秒五八・六七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二三八度四二分三九秒五八・六七メートルの地点

(三) 面積 一九、三九〇・三五平方メートル

五 埋立て地の用途 公衆用道路

●佐賀県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

ふの図面を表示した図面だ、平成十七年十月二十八日から平成十七年十一月
二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所による一般の縦覧
に供する。

平成十七年十月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の図面	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字中村字水深二〇七〇五番八地先から 鹿島市大字中村字九龍四二四番六地先まで	平成十七・一〇・二八

○ 公 告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、平成
17年度佐賀県准看護師試験を次のとおり行います。

平成17年10月28日

佐賀県知事 古川 康

1 試験日時

平成18年2月17日(金) 午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

佐賀女子短期大学付属佐賀女子高等学校(佐賀市与賀町153番地)

3 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成18年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成18年3月までに卒業する見込みの者を含む。)

- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成18年3月までに修業する見込みの者を含む。)

- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成18年3月まで

に卒業する見込みの者を含む。)

(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、
知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、
厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると
認めたもの

4 試験科目

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病的成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

精神看護

母子看護

5 受験申込みの手続

(1) 受験願書の受付期間

平成18年1月5日(木)から同月12日(木)まで

なお、郵送の場合は、平成18年1月12日付けの消印のあるものまで受け
付けます。

- (2) 受験願書の提出先
佐賀県健康福祉本部医務課看護担当（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）
- (3) 試験手数料
6,900円（佐賀県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、郵送により受験願書を提出する際、佐賀県収入証紙が入手できない場合は郵便局が発行する郵便小為替証書を同封してください。
また、受験願書受理後は、既納の手数料は、返還しません。
- (4) 提出書類
ア 受験願書
イ 卒業証明書等3に掲げる受験資格を有することを証する書類
(平成18年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書)
ウ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽、正面及び上半身の写真で縦6センチメートル、横4センチメートルのものを受験願書の所定の欄に貼り付けること。）
- (5) 注意事項
修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成18年3月6日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。ただし、期限までに提出困難な場合は、佐賀県健康福祉本部医務課に申し出ください。
- 6 合格発表
平成18年3月15日（水）午前10時に県庁の掲示板及び佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp>)に合格者の受験番号を掲示します。
- 7 受験者の個人情報の開示
この試験については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。）。受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前9時から午後5時までの間に医務課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の開庁日を除きます。
なお、電話、はがき等による請求はできません。
- | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|------|--------------|--|
| 総合得点 | 合格発表の日から1か月間 | 健康福祉本部医務課
佐賀市城内一丁目1番59号
(県庁新行政棟3階) |
- 8 問い合わせ先
佐賀県健康福祉本部医務課 看護担当 電話 0952-25-7073
平成17年10月28日
- 次のとおり落札者等について公告します。
平成17年10月28日
- 取支等命令者
佐賀県工業技術センター所長 山 東 曜 夫
- | | |
|--|---------------------------|
| 1 落札に係る物品の名称及び数量
ESIイオントラップ型液体クロマトグラフ／質量分析システム 1式 | 2 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札 |
| 3 入札公告を行った日
平成17年8月17日 | 4 落札を決定した日
平成17年9月27日 |
| 5 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 有限会社佐賀新興 取締役 松井英享 | |

(2) 住所 佐賀市鍋島三丁目9番6号

6 落札金額 59,724,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

7 契約に関する事務を担当する現地機関の名称及び所在地

(1) 現地機関の名称 佐賀県工業技術センター

(2) 所在地 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝114

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成17年10月28日

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称

江北町

2 調査を行った時期

平成16年5月7日から平成17年8月10日まで

3 成果の名称

江北町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

江北町大字佐留志の一部

5 認証年月日

平成17年10月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路

の位置を次のとおり指定した。

平成17年10月28日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
14	唐津市鏡字ヤカシロ3756番8	平成17年10月20日	6.00	41.04

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）浜崎南部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覽に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年12月14日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433

番地1）に提出してください。

平成17年10月28日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覽に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）浜崎南部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覽の期間 平成17年10月31日から平成17年11月29日まで

3 縦覽の場所 唐津市役所

佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第146条の3第2項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成17年10月28日

1 特約業者の氏名又は名称 佐賀県知事 古川 康

購読料
申込先
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

- 有限公司大町石油 代表取締役 中村 史郎
2 主たる事務所又は事業所の所在地
杵島郡大町町大字福母1149番地2
3 特約業者の指定の取消しの年月日
平成17年9月30日